

庄内町商工業振興支援事業補助金
観光振興支援事業（物産展チャレンジ支援事業）

公募要領

目次

- 1 事業の趣旨
- 2 補助金の交付対象となる事業
- 3 補助事業の対象となる方
- 4 補助対象経費、補助率及び補助金額
- 5 公募の概要
- 6 実績報告について
- 7 支払い
- 8 お問い合わせ先

庄内町商工業振興支援事業補助金
観光振興支援事業（物産展チャレンジ支援事業）公募要領

令和3年4月1日
庄内町商工観光課

1 事業の趣旨

町の知名度向上及び物産振興を図るため、地域の特色を生かした特産物又は特産品の宣伝並びに事業者の販路拡大を目的として出展する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 補助金の交付対象となる事業

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行う地域の特色を生かした特産物又は特産品の宣伝並びに事業者の販路拡大を目的とした物産展等へ出展すること。

3 補助事業の対象となる方

町内に本店、主たる工場その他の事業所を有する者、団体等又は農産加工を営む者、グループ等で、かつ、庄内町商工会に加入しているものとする。

4 補助対象経費、補助率及び補助金額

(1) 補助対象経費

補助対象事業に要する以下の経費（税込み）が対象となります。

経費区分	説明
交通費	庄内町一般職の職員等の旅費に関する条例に準ずる
宿泊費	
小間代	出展料
運送費	商品等の運送経費
リース料	出展のために必要な備品等のレンタル費用（例：発電機）
人材派遣費	出展のために必要な人員に係る経費
その他	上記以外で町が認めたもの

(2) 補助率

補助対象経費の合計額の 1/2

(3) 補助金額

出展 1 件につき、5 万円までとし、年額 10 万円を限度とする。

※海外の物産展等に出展する場合は、1 件につき 10 万円とする。

(4) 補助回数

同一物産展等への出展は一の補助対象者につき 2 回を限度とする。

※今年度以降カウントします。

5 公募の概要

(1) 公募期間

令和3年4月15日(木)～令和3年5月31日(月)午後5時まで

(2) 問合せ及び提出先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字沢田 108-1
庄内町商工観光課観光物産係 (TEL0234-42-2922)

(3) 必要書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 物産展等の概要が確認できる書類
- ④ その他事業内容が分かる書類

(5) 採択方法

補助金の採択は、以下の審査基準に基づき、6月末日までに決定しますが、応募額が予算に達しない場合は、募集期間の終了後も補助金の申請を随時受け付けます。なお、予算の範囲内で決定するため、応募総額が予算を超過した場合は、行政支援の必要性等を判断して決定し、満額交付ができないことがあります。

- ① 「2 補助金の交付対象となる事業」及び「3 補助事業の対象となる方」の要件を満たしているか。
- ② 事業内容が「1 事業の趣旨」及び「2 補助金の交付対象となる事業」に合致しているか。
- ③ 事業内容、実施方法が十分具体的かつ現実的であるか。

(6) 結果の通知

交付申請の結果については、事務局から補助事業者に書面にて通知を行います。なお、採択・不採択に関わらず審査内容・不採択理由については公表しません。

6 実績報告について

事業が完了した日の翌日から起算して14日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで書類を提出してください。また、事業実績報告時には以下の証憑類を提出する必要があるため、適切に保管してください。

町は、実績報告に基づき補助金額を確定します。

(1) 必要書類

- ① 商工業振興支援事業補助金実績報告書
- ② 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ③ 写真その他補助対象事業の実施状況が分かる書類
- ④ 補助金の振込先が分かる預金通帳等(事業者の金融機関口座の通帳表紙及び表紙裏面)の写し
- ⑤ その他事業内容が分かる書類

7 支払い

実績報告後、補助金額が確定したのち 30 日以内に支払いを行います。ただし、補助金の交付を受ける口座は、日本国内のものに限り、他人名義の口座に振り込みすることはできません。

8 お問い合わせ先

庄内町役場商工観光課 観光物産係

電話 0234-42-2922